

循環型社会形成推進基本計画  
指標例に係る取組の進捗状況調査票

1	廃棄物処理・リサイクルガイドライン	1
	業種別の目標値	
	品目別の目標値	
2	特定家庭用機器廃棄物の再商品化を実施すべき量に関する基準	4
3	食品循環資源の再利用等を実施すべき量に関する目標	5
4	特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標	6
5	建設リサイクル推進計画の目標	7

## 指標例に係る取組の進捗状況調査票（様式3）

府省名 経済産業省

関係府省名

1.業種・品目等の名称：産業構造審議会 廃棄物処理・リサイクルガイドライン			
2.取組の概要			
<p>企業活動のさまざまな段階における資源の有効な利用の促進を図る観点から、品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインは、事業者の自主的な取組を促進することを目的として、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を整理したものである。</p> <p>ガイドラインでは、品目別・業種別にリデュース・リユース・リサイクルを推進するため、リサイクル目標の設定や環境に配慮した製品設計の推進など、事業者が取り組むべき内容について整理している。また、ガイドラインは、目標値の達成状況や実施すべき取組の進捗状況などについて、業界団体を交えた審議会の場で毎年フォローアップを行うことにより、ガイドラインの進捗状況管理と実効性向上に取り組んでいる。</p>			
3. 進捗状況			
<p>(1) 指標の達成状況</p> <p>平成16年9月に産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会において報告された、リサイクルガイドラインに基づく各種指標の達成状況等は以下の通り。</p> <p>&lt;業種別の最終処分量の削減目標&gt;</p> <p>業種別の目標値（平成10年度比の平成22年度削減割合）</p>			
業種	関係団体等	削減率 (H22FYの目標) H10FY比	削減率実績 (H14FY) H10FY比
1.鉄鋼業	(社)日本鉄鋼連盟	50%	28%
2.紙・パルプ製造業	日本製紙連合会	57%	54%
3.化学工業	(社)日本化学工業協会	52%	52%
4.板ガラス製造業	板硝子協会	42%	92%
5.非鉄金属製造業	日本鋳業協会	37%	22%
	日本伸銅協会	61%	63%
	日本アルミニウム協会	14%	27%
	日本電線工業会	40%	40%
6.電気事業	電気事業連合会	16%	18%
7.自動車製造業	日本自動車工業会	87%	77%
8.電子・電気機器製造業	電子・電気等4団体	21%	63%
9.石油精製業	石油連盟	38%	55%
10.ゴム製品製造業	日本ゴム工業会	45%	60%

11.石炭鉱業	石炭エネルギーセンター	79%	82%
12.ガス業	日本ガス協会	25%	56%

< 品目別の目標値 >

品目	設定項目	率等	目標年	実績 (平成15年度)
13.紙	古紙利用率(紙・パルプ製造業)	60%*	H17年度	60.4%
14.ガラスびん	カレット利用率	85%*	H17年度	90.3%
15.スチール缶	リサイクル率	85%以上		87.5%
16.アルミ缶	再生資源の利用率	85%	H18年度	81.8%
	缶材への使用割合	55%	H18年度	47.9%
17.プラスチック	PETボトル(飲料用、しょう油用)のリサイクル率	80%	H26年度	61.0%
	発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材のリサイクル率	40%	H17年度	39.3%
	農業用塩化ビニルフィルムのリサイクル率	60%	H15年以降	48%(H13年)
	塩ビ製の管・継手のマテリアルリサイクル率	80%	H17年度	52%
18.自動車	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年度以降	定量的絶対評価が難しく、各製造事業者が独自の指標として表示
	新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)	H8年の概ね1/10	H17年末	H12年末目標(H8年比1/2減)は全モデル達成済
	使用済自動車のリサイクル率	85%以上 95%以上	H14年以降 H27年以降	84%~86%程度と推計される -
19.オートバイ	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年以降	03年市場投入全10モデルで90%以上を達成
	新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)	60kg以下 (210kg車重量)	H18年以降	03年市場投入新型全10モデルで達成
	使用済オートバイのリサイクル率	85%以上 95%以上	H14年以降 H27年以降	-
20.タイヤ	リサイクル率	90%	H17年	87%
21.家電製品	エアコンの再商品化率	60%以上*	H13年度	81%
	テレビの再商品化率	55%以上*	H13年度	78%
	冷蔵庫の再商品化率	50%以上*	H13年度	63%
	洗濯機の再商品化率	50%以上*	H13年度	65%
22.小型二次電池	小型シール鉛電池の再資源化率	50%*	H13年度	50%
	ニッケル水素電池の再資源化率	55%*	H13年度	77.6%
	リチウム二次電池の再資源化率	30%*	H13年度	56.1%
	ニカド電池の再資源化率	60%*	H13年度	73.5%
	ニカド電池の回収率	45%以上	H17年度	26.7%(H12年度)
23.消火器	回収率	60%	H16年	44%
24.ぱちんこ遊技機	マテリアルリサイクル率	35%	H13年度	51.9%(H14年度)
		55%	H17年度	
25.パーソナルコンピュータ及びその周辺機器	デスクトップ型パソコン本体の再資源化率	50%*	H15年度	78%
	ノートブック型パソコンの再資源化率	20%*	H15年度	50.3%
	CRTディスプレイ装置の再資源化率	55%*	H15年度	72.8%
	LCDディスプレイ装置の再資源化率	55%*	H15年度	64.8%
	デスクトップ型パソコン(CRTを含む)の資源再利用率	60%	H17年度	74.8%

注) 各指標の実績値は基本的に平成15年度のもの。

一部の指標については平成15年度以前の年度(括弧内の数字の年度)。

(2) 新たな目標の設定

平成16年度のフォローアップにおいて、一部の製品・業界においては、取組を更に進めるため、目標値の改定を行った。

品目・業種	設定項目	従来目標		新たに設定した目標	
		率等	目標年	率等	目標年
ペットボトル	飲料用・しょうゆ用ペットボトルの回収率	50%	H16年度	80%	H26年度
消火器	製造業者等による回収率	53%	H15年度	60%	H16年度
工業生産住宅製造業	生産段階廃棄物発生量の削減（H13年比）	15%	H22年	30%	H22年

（第1回フォローアップ時との比較とその評価）

平成16年度におけるガイドラインのフォローアップにおいては、平成15年度のガイドラインの大幅な改定を踏まえて、1年間の3R対策の進捗状況と今後行う予定の事項について点検を行ったが、各品目・各業種において、事業者の取組や成果について確認できたと認識しているところ。

4.今後の課題・見直しの方向性

ガイドラインのフォローアップについては、年1回に審議会において報告を行っている。また、ガイドラインの見直しについては、2年に1回行うことにより、常に、目標の達成状況を管理し、新たな目標の設定について検討している。また、2年に1回のガイドラインの見直しにこだわらず、目標値を前倒して達成した場合には新たな目標値の設定を検討するなど、社会状況の変化にあわせて、様々な事業に取り組んでいる。

今後も、個々の品目・業種毎に適切な目標の設定とその達成状況のフォローアップを行うとともに、新規品目や新規業種を取り込んでいくなど、一層の事業者の自主的取組を求めていく所存。

## 指標例に係る取組の進捗状況調査票（様式3）

府省庁名 経済産業省、環境省

関係府省庁名 \_\_\_\_\_

1.業種・品目等の名称：特定家庭用機器廃棄物の再商品化を実施すべき量に関する基準					
2.取組の概要					
<p>一般家庭や事業者から排出された廃家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準（再商品化率）以上の割合で再商品化することにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進する。</p>					
3.進捗状況					
製造業者等が行っている再商品化の実績は以下のとおり。					
種類	再商品化率*1	実績 (H13年度)	実績 (H14年度)	実績 (H15年度)	実績 (H16年度)
エアコン	60%以上	78%	78%	81%	82%
テレビ	55%以上	73%	75%	78%	81%
冷蔵庫及び冷凍庫*2	50%以上	59%	61%	63%	64%
洗濯機	50%以上	56%	60%	65%	68%
*1 再商品化を実施すべき量（総重量に対する割合）					
*2 冷凍庫はH16年度から追加					
<p>（第1回フォローアップ時との比較とその評価）</p> <p>再商品化実績は法定基準を大きく上回り、再商品化は概ね良好であると考えられる。</p>					
4.今後の課題・見直しの方向性					
<p>家電リサイクル法は、附則第3条において「施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされており、これを踏まえ、評価・検討を行う。</p>					

## 指標例に係る取組の進捗状況調査票（様式3）

府 省 名 農林水産省

関係府省名 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省

1.業種・品目等の名称：27食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標										
2.取組の概要										
<p>・食品リサイクル法に規定する目標（個々の食品関連事業者の食品循環資源の再生利用等の実施率を平成18年度までに20パーセントまでに向上。）を実現するため、セミナーの開催、パンフレットの配布等による法律の普及啓発を実施し、着実な施行を図る。</p>										
3. 進捗状況										
<p>・食品廃棄物の再生利用等の実施率(平成15年度実績)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">食品製造業</td> <td style="text-align: right;">69%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">食品卸売業</td> <td style="text-align: right;">45%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">食品小売業</td> <td style="text-align: right;">23%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">外食産業</td> <td style="text-align: right;">17%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">食品産業合計</td> <td style="text-align: right;">43%</td> </tr> </table>	食品製造業	69%	食品卸売業	45%	食品小売業	23%	外食産業	17%	食品産業合計	43%
食品製造業	69%									
食品卸売業	45%									
食品小売業	23%									
外食産業	17%									
食品産業合計	43%									
<p>（第1回フォローアップ時との比較とその評価）</p> <p>平成16年度の実績値については現在調査中</p>										
4.今後の課題・見直しの方向性										
<p>・食品リサイクル法に基づく基本方針の見直し等を平成18年度末までに実施。</p>										

### 指標例に係る取組の進捗状況調査票（様式3）

府省庁名                      国土交通省

関係府省庁名                     

1.業種・品目等の名称：建設リサイクル法
2.取組の概要 平成22年度における特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊）の再資源化等率を95%とする。 特に、国の直轄事業においては、特定建設資材廃棄物について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指す。
3.進捗状況 特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減率（全体） 14年度実績 <再資源化・縮減率> アスファルト・コンクリート塊 99% コンクリート塊 98% 建設発生木材 89%  特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減率（国の直轄工事） 14年度実績 <再資源化・縮減率> アスファルト・コンクリート塊 99.5% コンクリート塊 97% 建設発生木材 89%  （第1回フォローアップ時との比較とその評価） 最新のデータが前回と同じであるため、進捗状況に関する定量的な評価はできない。
4.今後の課題・見直しの方向性 ・アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊 平成14年度の実績でいづれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。 ・建設発生木材 関係省庁、千葉県、関係業団体等で構成するワーキンググループにおいて、千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画を策定する。将来的にはその成果を踏まえ全国展開を図る。





建設混合廃棄物	対12年度排出量比
	31%削減
建設廃棄物全体	92%
<利用土砂の建設発生土利用率>	
建設発生土(全体)	65%
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)	
最新のデータが前回と同じであるため、進捗状況に関する定量的な評価はできない。	
4.今後の課題・見直しの方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊 平成14年度の実績でいづれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。</li> <li>・建設発生木材 関係省庁、千葉県、関係業団体等で構成するワーキンググループにおいて、千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画を策定する。将来的にはその成果を踏まえ全国展開を図る。</li> <li>・建設汚泥 関係省庁、関係業団体等で構成する建設汚泥再生利用指針検討委員会において、建設汚泥の再生利用の促進に関する検討を行う。</li> <li>・建設混合廃棄物 首都圏を対象に、関係省庁、関係地方公共団体、関係業団体等で構成する首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会において、本システムの構築に向けた検討を行う。 建設混合廃棄物の排出量を削減するためには、建設現場で徹底的に分別することが重要である。一方、分別を徹底すれば建設副産物が小口化・多品目化し、従来の方法では運搬回数が大幅に増加するため、複数の建設現場を巡回し共同搬送を行う「小口巡回共同回収システム」の検討が必要となる。</li> <li>・建設発生土 平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に掲げた各種施策を着実に実施する。</li> </ul>	

## 指標例に係る取組の進捗状況調査票（様式3）

府省庁名                      総務省消防庁                     

1.業種・品目等の名称：消火器
2.取組の概要
<p>消火器は、不要となった場合の処理が困難なものであり、また、老朽化消火器にあっては、事故防止の観点からもリサイクルの推進が求められている。</p> <p>これらの状況を踏まえ、消火器について、平成12年度から平成16年度にかけて、政府のミレニアムプロジェクトの一環として、リサイクル技術の開発、回収ルート等のリサイクルシステムの構築等について検討を行った。</p> <p>消火器について、平成14年7月に日本消防検定協会の検定細則が改正され、消火薬剤のリサイクル使用についての制度上の整備が行われ、回収消火薬剤のリサイクル使用が始まった。</p> <p>また、具体的には日本消火器工業会において、平成17年度の同工業会関係会社による消火器回収率の目標を60%と設定し、全国消防機器・販売業協会等の関係団体と連携を図りつつ、目標達成に向けて、回収・リサイクル等の実施を引き続き推進する。</p>
3. 進捗状況
<p>消火器をリサイクルする技術開発は既になされており、平成15年度には、全国の消防設備保守業者を対象に大規模なアンケートを行い、不用消火器や不用消火薬剤の流れなどを把握した。</p> <p>また、平成17年3月には、平成12年度から平成16年度における検討結果の報告書として「消火器・防災物品リサイクルの推進について」をまとめ、都道府県及び各消防本部に通知、消火器の適切な回収の促進に努めているところである。</p> <p>なお、日本消火器工業会が行っている消火器の回収率については、リサイクルの進捗に伴い、平成12年度の26.8%（工業会推計値）から平成15年度の43.7%（工業会推計値）、平成16年度には44.2%（工業会推計値）となっており、リサイクル率は着実に上昇傾向にある。</p>
（第1回フォローアップ時との比較とその評価）
<p>工業会回収率に関しては、平成16年度は着実に上昇している。</p> <p>また、平成12年度からの検討結果をまとめるに至り、回収率の一層の向上の端緒を得た。</p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>消火器製造メーカー等による回収を促進することとし、廃掃法の広域再生利用認定制度の申請や回収拠点を増やすための他施策との連携について検討を進め、回収率の向上を図る。</p>